

問題 44

国般
H25-12-2

デモ行進は、思想、主張、感情等の表現を内包するものであるが、純粋の言論と異なって、一定の行動を伴うものであり、その潜在的な力は、甚だしい場合は一瞬にして暴徒と化すことが群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかであるから、表現の自由として憲法上保障される要素を有さず、デモ行進の自由は、憲法第 21 条第 1 項によって保障される権利とはいえない。

問題 45

国般
H25-12-5

結社の自由や団結権に基づいて結成された団体は、その構成員に対し、その目的に即して合理的な範囲内での統制権を有するから、地方議会議員の選挙に当たり、労働組合が、統一候補以外の組合員で立候補しようとする者に対し、立候補を思いとどませる勧告又は説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由にその組合員を統制違反者として処分することも、組合の統制権の範囲内の行為として許される。

第 4 章 経済的自由

問題 46

国総
H28-3-1

憲法第 22 条第 2 項は、国籍を離脱する自由を保障しているが、この国籍離脱の自由には、無国籍になる自由までも含むものではないと一般に解されている。

問題 47

国総
H28-3-ウ

憲法第 22 条第 2 項は、外国に移住する自由を保障しているが、この外国に移住する自由は外国へ一時旅行する自由までも含むものではなく、外国への一時旅行の自由は、幸福追求の権利の一部分をなすものとして、憲法第 13 条により保障されるとするのが判例である。

問題 48

特区
H23-4-3

薬局開設許可に関する距離制限を定める規制では、立法事実を検討し、制限が国民の生命及び健康に対する危険の防止という積極的、政策的目的のための規制措置であると判断した上で、その目的を達成するために必要かつ合理的な規制とはいえないとして、距離制限を違憲とした。

問題 49

特区
H23-4-1

小売市場開設許可に関する距離制限を定める規制では、緩やかな合理性の基準を適用し、過当競争による小売商の共倒れから小売商を保護するという消極的、警察的目的の規制であると判断して、立法裁量を尊重し、距離制限を合意とした。

解答44 × 判例（最大判昭35.7.20）は、「平穏静粛な集団であっても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化」す事態に発展する危険が存在することは、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかであるとしている。しかし、「集団行動には、表現の自由として憲法によって保障すべき要素が存在することはもちろんである」と判示している。したがって、表現の自由として憲法上保障される要素を有しないとすると本肢は誤りである。

解答45 × 判例（最大判昭43.12.4）は、「憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有する」としている。もっとも、「立候補の自由」の重要性を指摘し、「勧告または説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に……統制違反者として処分をするがごときは、組合の統制権の限界を超える」としている。したがって、組合員を統制違反者として処分することも許されるとする本肢は誤りである。

解答46 ○ 22条2項は国籍離脱の自由を認めているが、これは無国籍となる自由を含むものではない。

解答47 × 最大判昭33.9.10は、22条2項の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきであるとする。

解答48 × 薬事法違憲判決（最大判昭50.4.30）は、薬局開設許可に関する距離制限を定める規制を消極的、警察的目的の規制であると判断しており、積極的、政策的目的の規制であるとは解していない。

解答49 × 小売市場判決（最大判昭47.11.22）は、小売市場開設許可に関する距離制限を定める規制を積極的、政策的目的のための規制であると判断しており、消極的、警察的目的の規制であるとは解していない。

問題 50

特区
H23-4-4

繭糸価格安定法改正による生糸の輸入制限は、養蚕業及び製糸業を保護するための法的規制措置であるが、売渡方法や価格について規定している点で、営業の自由に対する制約であることは明白な事実であるとして、輸入制限措置を違憲とした。

問題 51

国総
H27-3-7

憲法による財産権の保障は、我が国における私有財産制度の保障と、個人の現に有する具体的な財産上の権利の保障という二つの側面を有する。

問題 52

国総
H27-3-I

憲法第29条第3項が定める「公共のため」とは、「公共の福祉のため」というよりも狭い観念であると解されるため、その範囲は病院、学校、道路の設置・建設など不特定多数の人々が受益者となる場合に限られるのであって、特定の個人が受益者となる場合はこれに当たらないとするのが判例である。

問題 53

国総
H27-3-オ

憲法第29条第3項にいう「正当な補償」とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常に当該価格と完全に一致することを要するものではなく、この趣旨に従うと、収用する土地の補償金の額の算定について定めた土地収用法第71条の規定には、十分な合理性があり、同条は憲法第29条第3項に違反しないとするのが判例である。

第5章 人身の自由

問題 54

国総
H21-13-I

憲法第31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、財産や自由の剥奪ないし制限といった不利益は、行政処分によって課されることも十分あり得ることにかんがみると、行政手続にも刑事手続と等しく同条による保障が及び、その相手方に対し、事前の告知、弁解、防御の機会を与える必要がある。

解答50 × 西陣ネクタイ事件（最判平2.2.6）は「繭糸価格安定法12条の13の2及び12条の13の3は、原則として、当分の間、当時の日本蚕糸事業団等ではなければ生糸を輸入することができないとするいわゆる生糸の一元輸入措置の実施、及び所定の輸入生糸を同事業団が売り渡す際の売渡方法、売渡価格等の規制について規定しており、営業の自由に対し制限を加えるものではあるが、以上の判例の趣旨に照らしてみれば、右各法条の立法行為が国家賠償法1条1項の適用上例外的に違法の評価を受けるものではない」と判示している。

解答51 ○ 最大判昭62.4.22は「私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障する」としている。

解答52 × 最判昭29.1.22は、自作農創設特別措置法により買収された農地、宅地、建物等が買収申請人である特定の者に売渡されるとしても、それは農地改革を目的とする公共の福祉の為の必要に基いて制定された自創法の運用による当然の結果に外ならないのであるから、この事象のみを捉えて本件買収の公共性を否定する論旨は同法の目的を正解しないに出た独自の見解であつて採用できないとする。

解答53 ○ 最判平14.6.11は「憲法29条3項にいう『正当な補償』とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいうのであって、必ずしも常に上記の価格と完全に一致することを要するものではない」として、「土地収用法71条が補償金の額について前記のように規定したことには、十分な合理性がある」としている。

解答54 × 判例（最大判平4.7.1）は、「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」「しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではない」とする。したがって、行政手続にも刑事手続と等しく31条の保障が及ぶとする点で、本肢は誤りである。